

## 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号）	内部統制府令
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）（令和 5 年 4 月 7 日）	意見書

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	内部統制府令の第 1 号様式及び第 2 号様式の改正部分については「傍線」ではなく「下線」が付されているが、下線部分を改正する旨の規定が本文に無い。（「二重下線」についても同様。）	ご指摘の第 1 号様式及び第 2 号様式の改正部分については、当庁の改正方式では、傍線部分を改める（二重傍線部分を加える）旨を本文に規定することとしております。
2	<p>附則（経過措置）第 2 条において、「この府令の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）以後に開始する事業年度に係る内部統制報告書に係るものについて適用し、同日前に開始した事業年度に係る内部統制報告書に係るものについては、なお従前の例による。」とされたが、訂正内部統制報告書に関する改正（内部統制府令第 11 条の 2 及び第 17 条）について以下の認識で良いか。令和 6 年 4 月 1 日前に開始した事業年度に係る内部統制報告書の訂正内部統制報告書については、令和 6 年 4 月 1 日以後に提出する場合も、従前の例によることになるか。</p> <p>意見書に「経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例や内部統制の有効性の評価が訂正される際に十分な理由の開示がない事例が一定程度見受けられており、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に</p>	ご趣旨を踏まえ、施行日（令和 6 年 4 月 1 日）前に開始した事業年度に係る内部統制報告書の訂正報告書・外国会社訂正報告書を施行日後に提出する場合にも第 11 条の 2 及び第 17 条が適用されるよう、これらの規定についての経過措置を設けないこととしました。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>考慮していないのではないか等の内部統制報告制度の実効性に関する懸念が指摘されている」と記載されているとおり、訂正内部統制報告書の記載に係る改正は喫緊の課題であり、また、当該改正は企業や監査人において準備期間を取る必要がないと思われるので、第11条の2及び第17条の改正は速やかに施行すべきではないか。</p>	
3	<p>内部統制府令の第1号様式及び第2号様式において、内部統制報告書における付記事項の記載内容について、事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合に関し、「なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる」旨が明記されている（第1号様式(9)b、第2号様式(10)b）。</p> <p>ここでいう「当該措置が完了した旨を記載することができる」場合とは、経営者が内部統制報告書の提出日までに有効な内部統制を整備し、その運用の有効性を確認している場合（財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅱ3.(5)②）、すなわち是正後の内部統制の整備状況が有効であり、虚偽記載の発生するリスクを十分に低減しており、かつ、サンプリング等により十分かつ適切な証拠を入手することにより運用状況が有効であると評価された場合であるという理解で良いか確認させていただきたい。</p>	<p>事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合に関し、経営者が内部統制報告書を提出するまでに、ご指摘のような方法などにより、有効な内部統制を整備し、その運用の有効性を確認している場合には、内部統制報告書における付記事項として、「当該措置が完了した旨を記載することができる」ものと考えられます。</p> <p>なお、付記事項は内部統制報告書に記載されるため、監査人の内部統制監査の対象となることに留意する必要があります。</p>